

議案第44号

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「成績優秀である」を「勉学の意欲を有する」に改める。

第4条中「本町」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）若しくは高等専門学校（以下「高校等」という。）、同条に規定する大学（以下「大学」という。）又は同法第124条に規定する専修学校の専門課程（以下「専門課程等」という。）に在学する者であつて本町」に改める。

第5条中「高校生にあつては」を「高校等に在学する者にあつては」に、「大学生にあつては」を「又は大学に在学する者若しくは専門課程等に在学する者にあつては」に改める。

第6条第2号中「6年」を「10年」に改める。

第9条第2項中「なつた」を「なった」に、「よつて」を「よって」に改める。

第10条第2項中「任期中は勿論」を削り、「洩らしては」を「漏らしては」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に貸し付けた基山町育英資金の償還方法については、なお従前の例による。

#### 提案理由

勉学に意欲のある町内の生徒及び学生に対して修学に必要な資金として広く活用する目的として、貸付対象の拡充及び貸付条件の変更を行い、町民の利便性向上を図るため、基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を改正する必要がある。

令和3年12月16日原案 可 決